



環境省報道発表

令和4年4月21日（木）

北海道の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザ 簡易検査陽性について

<北海道同時発表>

1. 北海道釧路市で令和4年4月20日（水）にハシブトガラスの死亡個体が回収され、釧路市が簡易検査を実施したところ、4月20日（水）にA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線6470）
室長補佐：村上 靖典（内線6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線6473）
担 当：宮澤 結有（内線6477）

■ 経緯

- 4月20日(水)
- ・ 北海道釧路市でハシブトガラス1羽の死亡個体を回収
 - ・ 釧路市が簡易検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

※ A型鳥インフルエンザウイルスが家きんに対して高病原性を示すようになったものが高病原性鳥インフルエンザウイルスです。

※ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、鳥取大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査等を実施予定であり、検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。

■ 今後の対応

- (1) 北海道と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥の監視を一層強化します。
- (2) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所が高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、野鳥における監視を強化します。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)